漁港漁場整備法施行細則の一部を改正する規則の概要

１　改正理由

漁港漁場整備法施行細則（昭和48年９月29日規則第110号、以下「細則」）は、漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号、以下「法」）の「第五章　漁港の維持管理」及び「第六章　雑則」並びに漁港漁場整備法施行規則（昭和26年農林省令第47号、以下「規則」）に基づく事務の委任、申請書等及び書類の提出部数を規定している。

令和５年５月26日に法が改正され、令和６年４月１日から施行されることから、細則についても所要の改正を行う。

２　主な改正内容

今回の法及び規則改正において、細則で規定する事項に変更はない。

ただし、法律名が「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改められるほか、漁港施設等活用事業制度の創設等に伴い法及び規則において条ズレが生じるため、細則についても法律名及び引用規定の条項番号を改正する。（題名及び第１条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に、同条第２号中「漁港漁場整備法施行規則（昭和26年農林省令第47号）第10条」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第47号）第19条」に、同条第12号及び第13号中「第41条」を「第67条」に改める。第２条第３号中「第38条」を「第38条第１項」に改める。）

３　施行期日

令和６年４月１日

４　経過措置

なし